会 議 名	令和 2 年度 第 2 回 八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会
日 時	令和 2 年 11 月 27 日(金) 午後 3 時 00 分~4 時 00 分
場所	職員会館第 1 会議室
出席委員	和氣純子会長、添石遼平副会長、小峰貴美子委員、田中泰慶委員、羽賀千恵委員、松浦明美委員
オブザーバー	大井センター長(高齢者あんしん相談センター寺田) 佐藤センター長(高齢者あんしん相談センター片倉)
関 連 部 署 説 明 員	介護保険課長 吉本
説 明 者	なし
事 務 局	高齢者福祉課長 滝口、高齢者福祉課主査 半田、高齢者福祉課主任 荻原、高齢者福祉課主事 中村
欠 席 者	なし
公開・非公開 の 別	「一部非公開」
傍聴人の数	なし
次第	 1 開会 会議の公開・非公開について 2 議題(非公開) (1)令和3年度(2021年度)以降の高齢者あんしん相談センター運営業務委託について 3 議題 (2)令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度)八王子市包括的支援事業等実施方針について 4 その他事務連絡 5 閉会
配付資料名	 【事前送付資料】 ・2-1 令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度) 八王子市包括的支援事業等基本方針(案) ・2-2 令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度) 八王子市包括的支援事業等基本方針新旧対照表 ・2-3 令和3年度(2021年度)高齢者あんしん相談センター実施計画兼自己評価票(案) 【当日配付資料】 ・次第 ・1 非公開の資料 ・意見書

1 開会

【 事 務 局 】 令和2年度第2回高齢者あんしん相談センター運営部会を開催する。

【 事 務 局 】 本日の高齢者あんしん相談センターオブザーバー参加は、高齢者あんしん相談センター長、片倉の佐藤センター長となる。

資料の確認をする。何か不足資料はないか。

次に、公開・非公開について、八王子市社会福祉審議会条例施行規則第4条及び八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針12に基づき、原則公開となっている。また、公開することが適当でないと認めるときは非公開の決定を行うことになっている。

今回の会議については、一部非公開とする。

ここからの進行は、要綱第3条第2項に基づき、会長にお願いする。

【 和 氣 会 長 】 本日の出席委員は6名で、過半数を超えているので、本部会運営要綱第 5条に基づき、本会議の開催要件は満たしている。

なお、本日、傍聴人はいるか。

【 事 務 局 】 いない。

2議題(非公開)

【議題(1): 令和3年度(2021年度)以降の高齢者あんしん相談センター運営業務委託について】

【和氣会長】

次第に沿って議事を進める。【議題(1): 令和3年度(2021年度)以降の高齢者あんしん相談センター運営業務委託について】事務局から説明をする。

【高齢者福祉課長】

予算に関わることのため非公開とする。

資料1を手元に用意を。令和2年10月に高齢者あんしん相談センター 追分を開設したことにより、八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画 で定めた21か所の整備が完了した。第8期計画を策定中だが、その中でも 新たなセンターの設置についての議論がないことから、今後圏域の分割な ど運営に大きな影響を及ぼすことがないと予想でき、センターの安定的な 運営を図るため、次期の契約期間を単年度から3年間の複数年契約に変更 していきたい。

また、現在生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託し12名 配置しているが、次年度からは高齢者あんしん相談センターを運営する各 法人に委託し、21圏域すべてに生活支援コーディネーターを配置してい きたい。

なお、次年度の契約については、只今庁内での予算の査定を行っており、 その後令和3年第1回市議会定例会での議決を経て実施となることから取 り扱いには注意願う。説明は以上である。

【 和 氣 会 長 】 内容について、意見・質問等あるか。

【 田 中 委 員 】 契約期間について、単年度契約から複数年度契約に変更というのは何 か理由があるのか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 一般的に清掃やごみの収集等、労務の提供を行う契約に関しては複数年 度契約を結ぶことが多く、3 年の契約期間とすることが多い。高齢者あん しん相談センターの運営については、今までは分割を行い、圏域が増えていく中で、複数年度契約を行うと精算の必要性が生じてしまうこともあり、単年度契約としていた。今後契約期間を3年間とすることで安定的な運営が期待できる。また、これから先契約期間の途中で法人が業務委託の受託を辞めたいという意向があった場合も、次に受託をお願いする法人の公募について準備を行いやすいということも含め、3年間の契約期間としたい。

【 田 中 委 員 】 3 年間の契約期間の途中で法人の経営状況等により受託を終了したいという申し出があった場合は契約解除になるのか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 基本的には 3 年間の契約期間中は運営を継続することを考えている。逆に言うと、3 年間の契約締結後、受託業者の都合により契約解除となれば、違反金が課せられることになる。3 年間の契約期間であれば、契約期間中は運営を継続してもらいたいと考えている。

【 田 中 委 員 】 つまり、基本的には3年間同一の法人が運営を継続すると考えて良いか。【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 良い。

【 田 中 委 員 】 生活支援コーディネーターの件について、現在は社会福祉協議会に委託をしているが、今後 21 圏域それぞれに 1 名ずつ配置することにより社会福祉協議会との関係はどうなるのか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 社会福祉協議会との関係について、生活支援コーディネーターの社会福祉協議会との委託契約は今年度で終了する。今後、生活支援コーディネーターは各法人で雇用してもらい、現在の生活支援コーディネーターについては、社会福祉協議会の中で引き続きの雇用をお願いしたい。ただ、現在社会福祉協議会の中で生活支援コーディネーターをしていて、引き続き地域の生活支援コーディネーターを継続したいと希望がある方については、希望する法人へ伝え、法人の中で面接等を通して採用する、しないというのを決定してもらいたいと考えている。

【 田 中 委 員 】 今後生活支援コーディネーターは法人との雇用契約になるという理解で 良いか。

【高齢者福祉課長】 良い。

【 羽 賀 委 員 】 社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと高齢者あんしん相談セン ターの生活支援コーディネーターが一本化されるということか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 社会福祉協議会の生活支援コーディネーターは廃止となる。

【 羽 賀 委 員 】 生活支援コーディネーターが高齢者あんしん相談センターの所属となるのは良いと思う。社会福祉協議会との委託契約がなくなり、高齢者あんしん相談センターを運営する法人での契約となるということで良いか。

【高齢者福祉課長】 良い。

【 松 浦 委 員 】 高齢者あんしん相談センターの職員が1名増えるということか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 そうである。

【 松 浦 委 員 】 事業費も増えるのか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 そうである。

【 和 氣 会 長 】 ただしフルタイムの雇用ではないということだが。金額的に、1 名分増額ではないのでは。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 認知症支援コーディネーターを別の契約で雇用することとし、その人員

と合わせて 1.8 名分を増額する。

【 和 氣 会 長 】 フルタイム換算で 1 人プラス 0.8 人ということか。今までは 0.5 名分の 金額だったのか。それとも 1 名分か。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 社会福祉協議会との契約に関しては約 0.8 名分の金額。

【 和 氣 会 長 】 現在の生活支援コーディネーターの契約はフルタイムではなく、金額と しては嘱託など不安定な雇用のようであるがいかがか。

【高齢者福祉課主査】

高齢者あんしん相談センターは保健師や介護支援専門員といった専門的な資格を有する方の配置を考えており、それに対して生活支援コーディネーターについては有資格者である必要はない業務であるため、その差により金額差が生じていた。ここで新たにお願いする生活支援コーディネーターも同様に有資格者である必要はないと考えているので、金額換算としては高齢者あんしん相談センター1 名分とは異なる金額換算で積算をしている。

【 和 氣 会 長 】 有資格者を想定していないということで色んな方が生活支援コーディネーターになっていて、資格の有無に関わらず、頑張っている方がいる一方で、あまり向いていない方もいるかと思う。資格の要件を設けないことについてはどのように考えているのか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 資格というよりも地域に入っていく力や人の話を聞く力など、業務の内容を鑑み生活支援コーディネーターにふさわしい方を雇用してほしいと考えている。

【 松 浦 委 員 】 法人として求める人物像が漠然としているのではないか。

【 和 氣 会 長 】 今までの生活支援コーディネーターは社会福祉協議会の所属ということ もあり、高齢者以外の地域活動にも関わっていたがその部分はどうなるの か。例えば子育てサロンなど。

【 高齢 者 福祉 課 主 査 】 原則の話をすると、生活支援コーディネーターとして必要なことであれば、高齢者である、なしに関わらずサロンや色々な場所へ活動で行くのは良

いと思う。社会福祉協議会はそういった資源もたくさん持っているので、その点からすると契約が社会福祉協議会から離れることで活動しづらい部分が出てくることも考えられる。ただ、社会福祉協議会に限らない資源に多く接し、地域の方々と色々な活動をすることが生活支援コーディネーターの業務であるので、より視野を広げた形での活動を期待している。

高齢者あんしん相談センターは地域により入り込んでいる組織であるので、社会福祉協議会と遜色なく地域の方たちと一緒に色々な活動ができるのではという点から、高齢者あんしん相談センターの受託法人に生活支援コーディネーターの契約についても引き受けてもらいたいと考えたところである。

【 和 氣 会 長 】 高齢者あんしん相談センターの生活支援コーディネーターということに なると、高齢者の領域に限られてくるということはある。社会福祉協議会に 配置することで良かった点の一つとして、高齢者に限らずそれ以外の地域 資源の中でも色々な活動をされていたことがあるが、今後は難しくなって くるのでは。法律上は介護保険法に基づき設置されている職種であるため、 その点には沿っていると思うが、地域全体としていかがかというのは皆さ ん感じることだと思う。

ただ、これまでも地域の活動に高齢者あんしん相談センターからも職員が入って、生活支援コーディネーターも入っていた点を踏まえると、生活支援コーディネーターが高齢者あんしん相談センターの所属となることで、資源が限られている中で重複が生じないという利点もあるのかと思う。

【高齢者福祉課長】

社会福祉協議会への生活支援コーディネーターの業務委託は終了となるが、地域福祉推進拠点を高齢者あんしん相談センターに隣接させる計画もある。双方が連動しながら、社会福祉協議会は新しい役割の中で高齢者と関わり、地域の全体的な福祉で役割を担ってもらいたいと考えている。

【和氣会長】

他に質問等はあるか。

【羽賀委員】

高齢者あんしん相談センターは地域包括ケアシステムの中核的な役割と位置付けられていることからも、高齢者あんしん相談センターに生活支援コーディネーターを配置することは良いことだと思う。介護保険の認定を受けサービスを使うのではなく、なるべく使わなくても良いように健康な状態を維持するための支援の役割を地域包括支援センターが担っている。介護認定を受ける以前の方へ向けた活動も重視し、お互いに助け合っていくために、高齢者あんしん相談センターに生活支援コーディネーターを配置するというのはとても良いと思った。

一方で、地域包括ケアシステムを実現するために高齢者あんしん相談センターが担う部分が多いことが課題であると感じる。高齢者あんしん相談センターに生活支援コーディネーターが入ってきても、まだ人員的には足りないのでは。地域包括ケアシステムの実現には介護保険サービスを使用する前の方への働きかけが重要だと考えており、そういった方へ向けた活動のために生活支援コーディネーターの配置も含め、人員及び資金面での支援が必要。

また、高齢者あんしん相談センターに配置されている 3 職種の中でも社会福祉士の仕事が徐々に増えていっている印象。専門的な知識を持った方を含め、生活支援コーディネーターの人員をより充実させることで、介護保険に入る前の早い段階から働きかけが必要。今後、高齢者あんしん相談センターはかなり重要な役割を担うと思っており、福祉の窓口として必要に応じ専門的な窓口に繋ぐ、また、アウトリーチで外に出ていくなどの活動もある中で、生活支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置するのはいいことだと思う。

【 和 氣 会 長 】 生活支援コーディネーターは今まで 12 名だったのが、全ての圏域に配置し 21 名になるということで、より地域に密着した活動が期待できる。

【 田 中 委 員 】 今回の議題における契約期間の問題ではないが、市として 37 の中学校 区を中心とした地域づくりを進めているが、それと 21 圏域はどのように 整合性がとれるのか。仮に整合性を持たせるとするならば、増やし方の問題

はあるが圏域を増やすのが一番良いと思う。

また、37 中学校区となると 21 圏域のかなりの圏域が複数の地域を担当することになるかと思う。地域ごとに見ると一つの地域の中で複数の高齢者あんしん相談センターが競合し合うことを踏まえながら今後 8 期計画の中で検討が必要。今後高齢化が進む中で、37 中学校区と 21 圏域の整合性についても認識しながら事業を進めていくことが必要だと思うが、どのように考えているのか。

【高齢者福祉課長】

整合性について認識したうえで今後の事業を進める必要はある。ただ、37 中学校区と 21 圏域の整合性を図るという点から小さな高齢者あんしん相談センターを作ることが機能的かという話になると、休日や夜間の対応で負担が生じることもあり、必ずしも機能的とは言えない側面もある。整合性については、一つの高齢者あんしん相談センターがあって、サテライトを設けるという点も含め、今後 8 期計画の中で委員の皆様から意見等も募りながら検討していく課題であると認識している。

【 田 中 委 員 】 将来にわたり齟齬をきたすことや事業に支障が出ることもあるかと思う ので、そういった点を考えながら8期計画を進めることが必要。

【 小 峰 委 員 】 高齢者あんしん相談センターの 21 圏域は民生委員の地域に合わせて決まっており、37 中学校区は民生委員の区分けとも異なっている。例えば A・B の中学校区は C 高齢者あんしん相談センターが担当する、というように対応関係は明確になっているのか。それとも地図で分かれているのか。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 住所で区切っているため、地区により対応関係が明確になるところもあればならないところもある。恩方地区などは一つの中学校に対し一つの高齢者あんしん相談センターが担当することになるが、南大沢の地域は複数の中学校があり、どのようなアプローチをするかについては検討する必要

がある。

(小 峰 委 員 】 私は民生委員をしているが、未来デザイン室から 37 中学校区に基づく 地域づくりに関して出席依頼があった。私の担当地域は 4 つの中学校区が あり、私が 4 つ出席しなければいけないところではあったが、地域のことを一番よく知っているのはその地域に住んでいる民生委員であるため、担当する地域で 4 名選出し出席してもらった。地域づくりの初期段階で、まずは「この地域はどんなことが問題か」という話があり今後どのように地域 づくりを進めていくかはまだ検討の余地があると感じる。

また、私が民生委員を担当する地域には 2 つの高齢者あんしん相談センターがあるため、民生委員を 2 つに分けて活動しているが、地域によっては高齢者あんしん相談センターが 1 つというところもある。高齢者あんしん相談センターと社会福祉協議会の地域福祉推進拠点や未来デザイン室の地域づくりなど、色々な組織ができるのはよいが、縦割りで横の繋がりがあまりないのが現状。例えば、高齢者あんしん相談センターで持っている情報、社会福祉協議会で持っている情報、市役所で持っている情報が共有されておらず、一つの窓口に相談をしても情報がどのように流れていくかが分からない。

また、高齢者あんしん相談センターの職員も対応に個人差があり、私が民

6

生委員を担当する地域でも 2 つの高齢者あんしん相談センターの対応が違うことがある。そのような点を解消するために、人材育成の重要性を強く感じている。市民寄りの対応をするところもあれば行政寄りの対応をするところもあり、各窓口の対応によって市民が右往左往してしまい、民生委員としても戸惑うところはある。色々な組織を作るのはいいが、まずは生活支援コーディネーターを含め、教育が必要。しっかりと市民に向けた対応ができる職員を育成しないと、市民寄りの相談窓口であるにも関わらず救うことができない場面もある。

今後一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増えることが予想され、現在も民生委員への相談事が徐々に増えている中で、高齢者あんしん相談センターは高齢者支援の点でとても重要な役割を担っている。高齢者あんしん相談センターができる前は民生委員がボランティアを集めて支援していたが、現在は高齢者あんしん相談センターへ相談すると何らかの対応ができている。今後、より良い支援を行うために行政による人材に対しての支援が必要。高齢者一人暮らし実態調査など社会福祉協議会の持つ情報と高齢者あんしん相談センターが持っている情報を共有するなど、相互に連携することで支援を行う体制をより拡充してもらいたい。

また、高齢者あんしん相談センターへ相談した時にその後どうなったかの報告など連絡がない場合があるので、高齢者あんしん相談センターには地域に寄り添った活動をしてもらいたい。

【和氣会長】

今の発言は重要なことを述べていると思う。37 中学校区と 21 圏域が一致していないので、当面見直されないのであればこの高齢者あんしん相談センターがこの中学校区を担当するというように明確化が必要。住所で分けてしまうと、昔の高齢者あんしん相談センターの時と同じ問題になってしまい、何かあったときに重複して皆が出なくてはいけなくなったり、情報の共有や、責任の所在などが分からなくなってきたりしてしまう。今後 37 中学校区ということで動きがあるならば、ある程度対応関係などを明確化することで、円滑に進むことも多くなると思う。

また、教育が重要という点について、これまでは第 1 層の生活支援コーディネーターが新任コーディネーターの教育に力を注いでいたが、今後も引き続き第 1 層の生活支援コーディネーターが当たられるという理解で良いか。

【高齢者福祉課長】 良い。

【和氣会長】

高齢者あんしん相談センターを運営する法人が専門的な知識をもった方を雇用すると期待しているが、それでも地域の活動、保健医療福祉の領域は慣れていない方も多く、社会福祉士なども若い方が採用されるとスキルが未熟であることもあるので、教育的な部分で 0 からのスタートになる部分はあるが、第 1 層の生活支援コーディネーターにはさらなる尽力をいただかなくてはならないと感じている。

また、フィードバックがないという点について、東京都の民生委員のあり 方検討委員会においても、フィードバックがないという意見が民生委員か ら多く出た。例えば虐待に関する通報や相談をした時に、その後の対応につ いて連絡がないことも多いようで、民生委員との日常的な連携の中できちんとフィードバックをするという仕組みを作る必要があるという話をした。高齢者の場合は高齢者あんしん相談センターと日頃から交流があるので、児童の領域と比較したときにフィードバックはされやすいが、まずは縦割りの組織がいかに横の繋がりを持ち連携するかを考える必要がある。国としても検討しているところであり、8050問題など色々な世代・領域が重なり合って問題が生じているものに対して、誰が中心になり解決していくかということや、情報をどのように共有していくのかなどについて、組織の中でも連携体制を検討してほしいのと、各地域においてもどのようにすれば円滑に連携できるのかを考えてもらいたい。

その他意見等あるか。

務局から説明する。

【 全 員 】 ない。

3 議題

【議題(2): 令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度)八 王子市包括的支援事業等実施方針について】

【 和 氣 会 長 】 次第に沿って議事を進める。【議題(2)令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度)八王子市包括的支援事業等実施方針について】事

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 資料 2-1 を手元に用意を。

これまで、年度毎に実施方針を定めてきたが、議題1で話したように契約期間を3年間としたことから介護保険事業計画の期間に合わせ3年間の基本方針を定める。

続いて、資料 2-2 を手元に用意を。

前回からの変更点は事業目標と重点目標。3 センターの事業目標については、八王子市高齢者計画・第8期介護保険事業計画で目指す「いつまでも「望む生活」を送ることができる生涯現役のまち八王子」を実現するため、「多様な地域資源と専門職のケアを連動させた地域包括ケアシステムの構築」及び「健康寿命延伸に向けた自立・セルフケアの意識の醸成」を市と連携して進める。とする。次に、4 重点目標については(1)「地域ケア会議等における多職種連携と意識の共有による地域課題解決能力の強化と、(2)介護予防・健康づくりの習慣化に向けた意識の醸成とリエイブルメント(再自立)の推進をあげている。

資料 2-3 を手元に用意を。第 2 章 実施方針は年度ごとに策定するため、基本方針からは削除し、別に策定する実施計画に記載する方法に変更する。各項目のはじめに実施方針を記載し、この実施方針に基づき実施計画を作成、自己評価を行う。

実施方針については、国が定める地域包括支援センターの評価指標を基に作成しており、令和 3 年度の実施方針については、国指標が昨年度と変更ないため、昨年度と同様。今後、国の指標に変更があった場合などは、実施方針が変更となる可能性がある。

なお、4-1 介護予防普及啓発事業と 4-2 その他の業務については本市の 独自項目となるので、特に意見等をいただきたい。 【 和 氣 会 長 】 内容について、意見・質問等あるか。

【高齢者福祉課主査】

【高齢者福祉課主査】

【高齢者福祉課主査】

【 添 石 副 会 長 】 4-1 介護予防普及啓発事業、4-2 その他の業務は、八王子市独自の項目 ということだが、この項目の設定根拠となっているものはあるのか。例え ば、各高齢者あんしん相談センターから上がってきた地域ケア会議の結果

を基に策定されたなど、根拠としたものがあれば教えてもらいたい。

うよりは、本市において地域づくりの一環として介護予防に関する地域向けの各種講座などをより身近な高齢者あんしん相談センターで実施してもらいたいという事で委託業務の中に負荷している。それを根拠とし、どのような取り組みをするのかということを市として目標を定め設定した。

4-1 介護予防普及啓発事業について、地域ケア会議で上がってきたとい

4-2 その他の業務の多くについて、高齢者あんしん相談センターは地域の相談窓口として設置しているので、高齢者に関する各種手続等は市役所もしくは事務所等の窓口に来なくても出来るような形にしていく必要があるため、こちらもあわせて高齢者あんしん相談センターへ主として業務を負荷しているということで設定した。

【 添 石 副 会 長 】 追加で一点。地域ケア会議の目的として地域課題を見出し、それによって 地域特性に合わせた課題を設定することを目指しているかと思うが、実際 に地域ケア会議を行ったことにより新しい地域独自の取り組みや取り組み

に発展した事例もしくは目標設定等の実績はあるのか。

本日資料はないが、実際に地域ケア会議で上がった課題に対してだと、本日のオブザーバー大井センター長が高齢者あんしん相談センター片倉に所属していた時の話を事例として紹介する。片倉台地区は坂が多い地区であり、途中で休むことができる場所がないと高齢者の方の外出が困難という課題があった。それに対して坂の途中で休憩できるような場所を作ることで高齢者の方が外出できるのではないかと考え、住民の自宅の前にベンチなどを設置することに実際に地域の方々と取り組んだ事例がある。

地域ケア会議から出てきた課題に対して高齢者あんしん相談センターとして、どのように実現させていくか目標を立てて実施した事例で、本日紹介したのは一件だが、このような取り組みも行われている。

【 添 石 副 会 長 】 地域で様々な取り組みを行っているかとは思うが、地域ケア会議から出てきた課題を市域全体の課題と捉え地域推進会議で考えていくという意味合いがあったかと思うが、実際にそういった進み方をしているのか。

現在ではなかなかそういったものが見出せていない状況であり、地域ケア会議で出てきた課題を市域全域で考えていく地域推進会議は、皆さんに出席してもらっている高齢者福祉分科会で議論をしていくことと位置付けている。現在は地域ケア会議の中から地域の団体の後継者不足で活動が立ち行かなくなっているという課題を提案し、地域の方達からもう少し話を聞いてみないと詳細が分からないので、今後進めていくと昨年度最後の会議で話をしたが、コロナ禍の中で地域の方への聞き取りが進められない状況。元々は前回 10 月に開催する会議の中で報告する予定ではいたが、次回の会議の時にこの報告をできるように準備をしている状況。

以上のように少ないものではあるが、地域ケア会議から出てきた課題を

9

市域全体の課題と捉えて、どのように解決を図っていくかについては進めているところであるが、今回は少し時間がかかっている状況。

【 添 石 副 会 長 】 ありがとうございます。

和 氣 会 長 】 以上の説明については次回報告を。他にも買い物困難区域での対応や移動支援なども地域ケア会議から上がってきた課題を調整し、一部は実現したものもあるので、そのような課題についても全市的に取り組む必要があ

れば地域推進会議に課題提起することも可能だと思う。

また、人材養成については地域というよりも全国規模で課題が広くなり すぎており簡単には解決しない課題だが、地域でできることもありそれも 地域ケア会議の課題の一つであると思うので合わせて報告してもらいた い。

他に質問等あるか。

となので、特段意見等はない。

【 全 員 】 ない。

【 和 氣 会 長 】 本日オブザーバー参加のセンター長からコメント等があればお願いしたい。

【 大 井 セ ン タ - 長 】 実施方針については前年度と変わらずという形で示されているようなので、前年度書き方に少し変更があったがそれを引き続き使用するというこ

内容については、先ほど添石委員から発言があったが、地域ケア会議という項目も入っているが、地域課題について市全体でどのように対応していくのかが示されないので、具体的な方針等が示されればより取り組みやすいのではと感じている。また、先ほど私が在籍していた当時の高齢者あんしん相談センター片倉の取り組みの話があった。現在高齢者あんしん相談センター寺田に異動し、寺田でやはり同じような課題があると感じているが、片倉で取り組んだ内容を寺田の地域の方も、高齢者あんしん相談センターの職員も全く知らない状況。それぞれの地域でそれぞれの課題に対して取り組んでいることについて、同じような課題を持っている地域が同じように取り組むことができるための働きかけの意味でも成功事例を共有することが必要だと感じる。困難でなかなか取り組めないことも多々あるが、良い事例を市全体で共有できる仕組みを作るだけでも変わることはあるのでは。

【 和 氣 会 長 】 今までは事例の共有などはセンター長会議でもあまり行われていなかったのか。

【 大 井 セ ン タ ー 長 】 あまり行われてこなかった。また、生活支援コーディネーターについても同様で、八王子市は市域が広いため難しい部分もあるが、同じ社会福祉協議会の生活支援コーディネーターでも隣の地域での取り組みを全く知らないということがある。情報共有しないのかを聞いたところ同じ社会福祉協議会にいてもそういうことはしないという話だった。今回契約の仕方が変わるので、場所的には分割されてしまうが、上手な形で共有し、市全体の資源として活用出来たら良いと考えている。

【 和 氣 会 長 】 事務局へはぜひ地域ケア会議の見える化をお願いしたい。良い仕組みだと思うが、抽象的に議論しており分かりにくい部分もあるので、高齢者あん

しん相談センター同士で見える化することは大前提であるが、各委員に共 有することで、状況を良い方向へ前進させることや変えることもできるた め、委員への見える化についても事務局にお願いしたい。

その他、オブザーバー参加のセンター長から意見等はあるか。

【佐藤センター長】

私も同意見で、高齢者あんしん相談センター間でも地域の中でも良い情報が埋もれてしまっている。良い情報が繋がることで新たな資源等もできていくと思う。そのためには見える化をしていきたいと思うし、その点については行政の力添えがあるとありがたい。

【田中委員】

今の意見だが、地域ケア会議の上位に位置付けられている地域ケア会議 推進会議について、どのように地域ケア会議と地域ケア推進会議が機能し て双方がどういう役割を果たしているのか、我々市民は必ずしも分からな い。地域ケア会議等へ機会があれば出席して、課題解決にどう苦労している か認識できれば良いがなかなか難しいのが現状。半年や年に一度地域ごと の課題についての取り組みをまとめてもらえると、高齢者あんしん相談セ ンター間の情報共有もできるし、我々も認識できるのだが、いかがか。

【高齢者福祉課長】

どのような形になるかは分からないが、良い取り組みについては共有していきたい。地域で出た課題についても、似たような課題が別の地域で出たときにこのような対応をした、このようなアプローチが有効だったということを持ち寄り解決できるようになれば良いと思うので、取り組みの共有について検討していきたい。

【和氣会長】

成功事例の共有と、上手くいかなかったことについても共有することで、 新たな資源の開発等に繋げられることもあるので、取り組みの共有につい ては引き続き検討を。

ほかに質問等はあるか。

【 全 員 】 ない。

4 その他連絡事項

【 和 氣 会 長 】 連絡事項等を事務局より連絡する。

【高齢者福祉課主査】

第3回の運営部会は3月に開催を予定だが、会議室が確保できていない 状況。開催日及び場所については、確保でき次第お知らせする。また、開催 日近くに、開催通知でもお知らせする。

【 和 氣 会 長 】 本日の議題はすべて終了。議事の進行は終了。進行を事務局に戻す。

5 閉会

【 事 務 局 】 本日の会議の中で、言い忘れた点、言い足りなかった点があれば意見書にて 12月4日(金)までに意見を。

以上をもって、本日の会議は終了とする。